

現在、県が関与する全ての事務事業

行政であれ、民間であれ、第三者によるサービス提供が必要か？

【事務事業廃止のメルクマール】

- 次のような、第三者によるサービス提供の意義が失われた事務事業
- ① 社会・経済的環境が変化し、事業コストに相応しい効果が得られなくなったもの
 - ② サービスの受け手の質が向上するなど、当初の事業目的がほぼ達成されたもの
 - ③ これまで目的としてきた施設やサービスの量的な水準がほぼ達成されたもの
 - ④ 目的を達成したり過剰であるなど、従来の規制や監督が社会的意味を失ったもの

事業廃止

県民生活にとって、今後も必要と考えられる事務事業

ニーズを最速で把握し、最も安い経費で、効率的に対応できるのは誰か？

【民間実施（非営利団体の実施を含む）のメルクマール】

- 次のような、民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねるべきもの
- ① 民間の実施により、レベルの高い施設整備やサービスの給付が期待できるもの
 - ② 民間の実施により、効率的なサービスの提供が期待できるもの
 - ③ 民間サービスがすでに定着していたり、今後成長が見込まれるもの
 - ④ 民間における自主的な処理や相互の支援に委ねることができるもの

民間実施

非営利団体の
実施を含む。

行政の責任において行うべき事務事業

事務事業の内容からみて、国、県及び市町の誰が対応すべきか？

行政の役割分担のメルクマール

国	県	市町
I 国際社会における国家の存在に関わる事務 II 全国的に統一して定めることが望ましい基本的な基準に関する事務 III 全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業 ① ナショナルミニマムの維持・達成に係る基本的事項 ② 全国的規模・視点からの機動的な社会資本整備等に係る基本的事項	I 広域的事務 市町村合併の進展に伴い、市町の区域が拡大し、県の果たすべき機能の見直しが必要 II 連絡調整事務 市町との関係で県が果たすべき機能 III 補充的業務 市町村合併の進展に伴い、市町が自主的に事務を執行することを原則とし、県の役割は極力縮小 見直しの視点は「今後の地方制度のあり方についての中間報告」（地方制度調査会H15.4）による。今後詳細なメルクマールを整理	国や県の事務に属さない全ての事務で、次のような事務 ① 住民の利便に即した生活密着型の行政サービス ② 効果が主に市町の区域内にとどまる事業の実施 ③ 効果が主に市町の区域内にとどまるなど、事務処理が区域内で完結する事務

県の実施方法見直し

【間接的な実施】	【直接的な実施】	市町移譲方法の検討
県が主体となって行うとしても、自ら実施する必要のない事務 【民間委託対象事務の類型】 ① 定型的かつ大量な業務 ② 短期的に集中する業務 ③ 専門的知識を要する業務 ④ イベント・研修など ⑤ 公の施設の運営管理など	民間委託等を検討した後も県が行わなければならない事務 ① 施策の企画立案など県行政の方向性を検討する業務 ② 国や他県、市町との調整に関する業務 ③ 行政処分や行政処分につながる事務の処理 ④ その他	□ 事務事業の完全な移管 □ 将来の完全移管に向けた当面の事務委託 ① 条例による委託 ② 規約による委託 ③ 私法上の委託 □ その他

※ 現行制度等の改正が必要なものは、国へ要望・提案を行う。